

隠岐の島町神馬導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、隠岐の島町神馬導入促進事業補助金の交付に関し、隠岐の島町補助金等交付規則（平成16年隠岐の島町規則第36号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 隠岐の島町神馬導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、指定無形民俗文化財の保存と祭礼等で使用される馬（以下「神馬」という。）を飼育者が導入する際に生じる経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 馬の飼養・・・馬の飼育に必要な行為を自らの労力により行うことをいう。
- (2) 市場・・・馬の取引を行う市場で、島根県農業協同組合が開催するものをいう。
- (3) 市場外取引・・・前号の市場によらない、個人間での取引をいう。

第4条 補助金交付の対象者は、隠岐の島町在住者で神馬とすることを目的に馬の飼養を行う者で次の要件を満たす者とする。

- (1) 神馬として1年以上飼養する目的で、生後12箇月齢未満の馬を、市場で購入した者（以下「一般対象者」という。）、又は、市場外取引で購入した者（以下「特別対象者」という。）。
- (2) 第13条の規定により、補助金の返還を命ぜられ、その命ぜられた日から3年を経過しない者でないこと。

(補助金額)

第5条 教育長は、この事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内において次に定めるところにより補助するものとする。

補助率
購入価格の2／3以内とし、千円未満は切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、隠岐の島町神馬導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に島根県農業協同組合隠岐地区本部長の内容に相違ない旨の確認を受けた上、教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、隠岐の島町神馬導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに隠岐の島町神馬導入促進事業補助金実績報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）を教育長に提出しなければならない。なお、報告書には、一般対象者は、対象馬の種馬登録証明書の写しと競落通知書の写しを添付しなければならない。特別対象者は、対象馬の種馬登録証明書の写しと売買を証明する領収書等の写し及び市場外取引を行った理由書等を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 教育長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、隠岐の島町神馬導入促進事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、隠岐

の島町神馬導入促進事業補助金（概算払・精算払）請求書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

（事業の中止及び廃止）

第11条 補助事業者は、飼養している馬について、売却、交換、譲渡又は肉処理を行う等の理由により事業を中止するときは、隠岐の島町神馬導入促進事業中止届出書（様式第6号。以下「中止届出書」という。）を事前に教育長へ提出しなければならない。なお、中止届出書には島根県農業協同組合隠岐地区本部長の内容に相違ない旨の確認を受けなければならない。

2 補助事業者は、飼養している馬について、へい死等の理由により飼養を廃止したときは、隠岐の島町神馬導入促進事業廃止報告書（様式第7号。以下「廃止報告書」という。）を当該理由が発生した日から10日以内に教育長に提出しなければならない。なお、廃止報告書には島根県農業協同組合隠岐地区本部長の内容に相違ない旨の確認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、若しくは教育長の指示に従わなかったとき
- (4) 前条第1項に定める中止届出書、又は第2項に定める廃止報告書の理由が、この告示の趣旨、目的、補助の対象等に適合していないと認めたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の交付が終わった後についても適用する。

3 教育長は、第1項に規定した補助金の交付決定に係る取り消しを決定したときは、隠岐の島町神馬導入促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 教育長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し隠岐の島町神馬導入促進事業補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。